議案第１７４号

上越市福祉交流プラザ条例の一部改正について

上越市福祉交流プラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市福祉交流プラザ条例の一部を改正する条例

上越市福祉交流プラザ条例（平成２０年上越市条例第５６号）の一部を次のように改正する。

別表⑴の表使用料（１時間につき）の欄を次のように改める。

使用料 （１時間につき）
５２０円
２５０円
２５０円
２５０円
２５０円
５２０円
３８０円
５２０円
７７０円

別表⑵の表使用料の欄を次のように改める。

使用料
１１０円
１１０円
１１０円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。